

八王子市青少年健全育成キャンペーン実施委員会運営要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、八王子市青少年育成指導員会設置要綱に定める八王子市青少年健全育成キャンペーン（以下「事業」という。）実施委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(事 業)

第 2 条 委員会は、事業に係る次の事項を所掌する。

- 一 企画運営に関すること。
- 二 事業決定に関すること。
- 三 予算決算に関すること。
- 四 その他円滑な運営と効果的な実施のために必要な事項

(組 織)

第 3 条 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第 4 条 委員会に、次の役員を置く。

- 一 委員長 1 名
- 二 副委員長 1 名
- 三 監事 1 名

2 役員は、委員会において互選する。

(役員職務)

第 5 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

3 監事は、委員会の経理ならびに業務を監査する。

(会 議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、次の事項を審議し、決定する。

- 一 事業の運営計画等に関すること。
- 二 事業計画及び事業報告に関すること。
- 三 共催事業の承認に関すること。
- 四 予算及び決算に関すること。
- 五 その他委員会の運営に関し必要な事項

(その他)

第 7 条 この要綱及び八王子市青少年育成指導員会設置要綱に定めるもののほか、事業を進めるために必要な事項は、委員会の協議により定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から施行する。